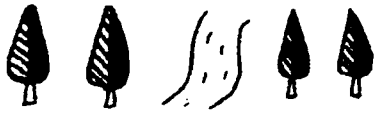


— やんば —

# STOP! THE ハッ場ダムニュース



IN 埼玉

No. 3 2005. 3. 22

ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会 代表 藤永知子 TEL/FAX 048-825-3291

## 5月11日の第二回裁判にご参加ください

2月23日午後、埼玉県に対し、「ハッ場ダム建設への負担金の支出差止めを求める」住民訴訟の第一回裁判が開かれました。さいたま地方裁判所で一番広い301号法廷を埋め尽くすほど多くの県民の方々が見守るなかで、原告3人がそれぞれの立場から意見陳述を行いました。それは主に

- ① ハッ場ダムが利水・治水両面から必要性がなく、ダムサイトの岩盤が崩落の危険性すらあること、
- ② 50年間、水没予定地住民の長年の経済的・精神的な損失に対して十分な補償が必要であること、
- ③ いまや脱ダム・ダム撤去の時代であり、県の厳しい財政状況下で日本一高額なハッ場ダム事業を中止すべきだ

と主張し、裁判官にハッ場ダム建設の是非について英断を求めました。

パワーポイントを駆使して吾妻溪谷の自然や図表を分かりやすく裁判官の目に訴えることができ、第一ラウンド終了となりました。

埼玉県は1都5県の中で第一回裁判が5番目に行われ、千葉県（3月11日）の裁判で一巡します。被告側の主張には共通した問題もあり、引き続き1都5県で力を合わせて勝利を目指していきたいと思えます。

埼玉県の第二回裁判は、5月11日午後3時半からさいたま地裁で開かれます。第二回裁判では、再び私たち原告は1時間の陳述時間を得ています。この陳述時間を効果的に使い、ハッ場ダム事業がいかにか不当で合理性がなく、違法であることを明らかにしていきたいと考えています。

お忙しいとは存じますが、第二回裁判の傍聴にお出でくださるようお願い致します。

どうか県民の皆様、ハッ場ダムという巨大な負の遺産を将来に残さないために、今後も引き続き、この裁判をご支援くださいますよう、よろしくようお願い申し上げます。

藤永知子

# 八ツ場ダム訴訟第1回裁判報告

2005年2月26日

所沢市 河登一郎

・2005年2月23日、「八ツ場ダム訴訟」の第1回裁判が浦和地裁で行われました。傍聴席と原告・被告席を加えて100席を超える大法廷がほぼ満員、立見も出るほどでした。被告側の県職員も何名か傍聴していましたが、殆どは原告又は支援する会員他で、県民の関心の高さと熱気を示していました。

① 先ず裁判長が原告代理人（弁護団）に対して「訴状を陳述されますね」と確認を求めます。これは訴状（訴えの内容を説明したもの）を全部陳述するのは時間がかかるし、事前に書面で提出してありますので、口頭確認で済ませるしきたりです。

「訴状」の内容を簡単に整理すると、

(1) このダムは、利水・治水両面で必要ない（県民にとって利益がない）だけでなく、地滑りや環境破壊の原因になる、無益・有害な事業であること。

(2) ダムの必要性和金額の正当性を検証せず、巨額の県費を支出するのは、地方財政法や地方自治法に違反すること。

(3) 従って、①本件支出を差止めること、②ダム使用権申請を取り下げないのは違法であることの確認、③過去1年間に支出した33.9億円の損害賠償、を求めたものです。

② 当日のメインは原告3名の意見陳述でした。

(1) 最初は浦和の大高文子さんが、総論的な視点から八ツ場ダムの必要性についての疑問を調べてゆくうちに、最初の計画から50年経った現在、必要性がなくなったことが分かり、地元住民の生活や環境を破壊する事業に1兆円に近い税金を浪費する計画に強く反対する旨を陳述されました。

(2) 次に、嶋津暉之さん（元東京都環境科学研究所：水資源やダムに関する専門家）が、長年お仕事として研究してこられた視点から、次の3点に絞り、資料を使って陳述されました。

①巨額の費用負担について：2110億円だった事業費が、急遽4600億円に大幅増額され、更に水源対策費・起債金利・今後の増額など加えると1兆円もの巨費を要すること。

②ダム建設の必要性がなくなったこと。即ち、

利水面：節水機器の普及や漏水の減少により、既に1990年頃から水需要は漸減傾向にあり、更にこれからの人口減により、今後は水あまりの時代になること。

治水面：戦時中の山林乱伐で、はげ山だらけだった昭和22年に来襲した大台風より3割も大きく、その後50年間最大の洪水の2倍以上の現実的でない台風を前提としていること。

災害の原因：周辺岩盤の崩壊、貯水域周辺の地滑り、水質悪化、渓谷や希少生物の喪失など。

(3) 3人目は当会事務局長の藤永知子さんが今までの活動を振り返って陳述されました。

①上田知事に直接面会して訴えたところ、「2110億円が一举に4600億円に増額されたのは不快、世間では通用しない」と云う意見だったので期待していたが、その後6名の「懇話会」で1ヶ月だけ検討した結果、政府案をそのまま容認して解散してしまった。

②当会から県に対して、水需要予測とその根拠及び治水面で県が受ける利益について公開質問したが、県からは実質的な回答がなかった。

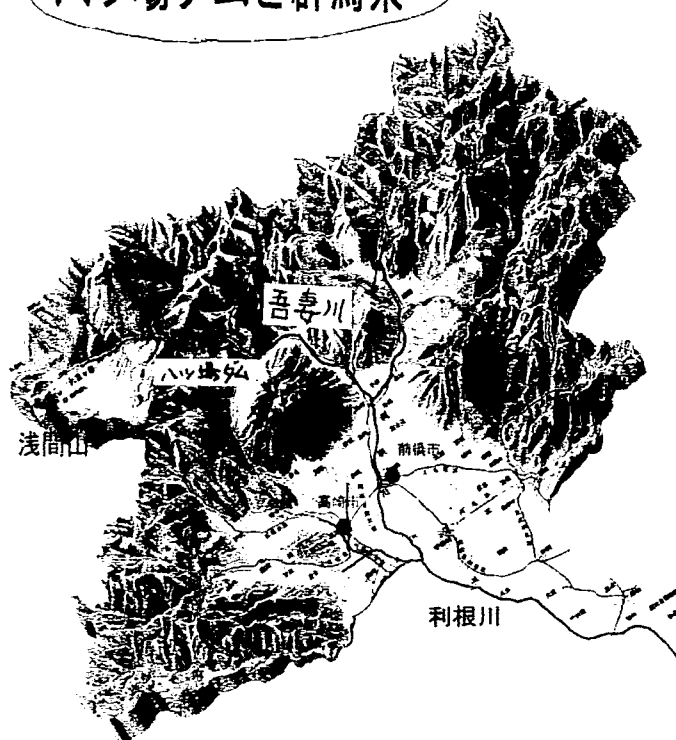
③次の手段として、住民監査請求をしたが、県の監査委員は請求人に意見陳述の機会も与えずに却下したために最後の手段として住民訴訟に踏み切ったことを訴え、裁判官に対して、本事業の必要性に関して本格的な議論を進めることを要望されました。

③ 最後に裁判長は県の代理人弁護士に対して、「答弁書」の陳述の確認を求めました。これも原告代理人の訴状と同様、書面で提出されているので、口頭確認で済ませたものです。

答弁書の要点は、法令手続き上の形式論なので分かり難く、詳細は省きますが、要するにダムが必要か金額の正当性についての主張はなく（恐らく必要性も正当性も証明できないと思います）それ以前の形式が整っていないから（例えば、知事は課長に権限を任せているから被告になれないなど！）訴訟として成立しない、と主張して（逃げて）いるのです。

④ 第2回の裁判は5月11日（水）15時30分から約1時間、浦和地裁で行われます。ぜひ誘い合わせて出廷（原告）又は傍聴（どなたでも）してください。無益・有害なダムに私たちの貴重な税金を浪費することはぜひ止めましょう。

## ハツ場ダムと群馬県



以 上

## 第1回口頭弁論についての感想

牛山 積

2月23日、ついに八ッ場ダム住民訴訟（埼玉）の幕が切って落とされた。訴訟では、関係のある事実の証明、筋の通った法律論、そして当事者（原告と被告）の側における意気込みが結果を左右する。さいたま地裁の大きめの法廷に住民がどれだけ集まってくるだろうか、意気込みを測る一つのバロメーターとして気になっていたが、これは、取り越し苦労だった。

閉廷後、近くの法律事務所で開かれた集まりにも沢山の住民が参加し、活発な意見の交換がなされたことにも心強い思いがした。このエネルギーを勝訴のときまで持ち続けていこうではないか。

第1回法廷の中心は、3人の原告の陳述であった。専門家である嶋津さんの陳述は、長年にわたる研究をもとに、すでに公表してきた趣旨を簡潔に述べたものであった。この訴訟における原告側の主張の中心部分となるものであるが、感銘深く聞くことができた。大高さんと藤永さんの陳述は、この訴訟を提起するにいたった住民の思いを吐露して、失礼な言い方かも知れないけれど、予想を超える内容のものだった。

3人の陳述によって、この訴訟の基本的なねらい、方向が裁判所によっても理解されたであろう。

有害無益なダム建設に、県民が負担している公金を支出する根拠がはたしてあるか。その説明責任を県は果たしてこなかった。その責任を問うのがこの訴訟の意味であり、法律論を展開するときにも、常にこの視点を忘れてはならないと考えている。

今後、関係事実の証拠による裏づけ、この事実に基づいて法律論の組み立ての作業が続く。住民側はなにをすべきか。法律論としてなにが付け加えられるべきか、住民と弁護団の間で率直な意見の交換が、行われることを期待したい。

2005青葉ツアー

● 5月7（土）～8日（日）



**現地バス見学 と吾妻溪谷ハイキング（パンフルートコンサート付き）**

今回は5月7日～8日に新緑の現地でバス見学。八ッ場の春を満喫し、ダム問題もしっかり学べる欲ばりなプログラムです。（一部のみの参加も可）。申し込み締め切り4/26。詳細スケジュール・費用などは別紙のチラシをご覧ください。

問合せ先：TEL/FAX 048-825-3291（藤永）

## (2) 安全な飲み水とは



昨年4月から水道水の水質基準が新しくなった。水質基準の仕組みが変わって、対象物質が増え、水質基準が50項目、水質管理目標値(準水質基準)が27項目について設定された。

1993年に水質基準の大幅な改定があって、対象物質が3倍に増えたが、今回の改定ですらに増加した。水質基準の対象物質の増加は時代の流れである。これは、化学物質氾濫の時代でさまざまな化学物質が水道水に混入する危険が生じ、飲み水の安全性が脅かされてきたことに対応する措置である。

しかし、これによって飲み水の安全性が十分に確保されたかという点、必ずしもそうではない。世の中に出回っている化学物質は10万種を超える。水系に流入する可能性のある化学物質だけでも、何千種となるであろう。化学物質氾濫時代の結果として、化学物質の流出源が工場、廃棄物処分場、農地、ゴルフ場などに限られなくなり、私たちの身の周りからもさまざまな化学物質が流出するようになった。さらに、水道原水の汚濁に伴って浄水場での塩素注入により、発がん性が心配される種々の化学物質が塩素との反応で生成されるようになった。

このように現在は数多くの化学物質が水道水に混入する危険性が生じてきているのだが、水質基準が設定された項目は、それらのうちのほんの一部にすぎない。設定された項目は、分析方法が確立していて動物実験などで毒性等がある程度確認された物質だけである。さらに、動物実験による毒性とは、ある物質を一つだけ作用させて確認したものだが、環境中ではさまざまな化学物質が同時に作用するから、それらの相乗作用の結果、毒性が大幅に高まることもある。したがって、基準値が必ずしも安全な数字を示すわけではなく、単一物質の動物実験では毒性が見られない物質が環境中で毒性を持つ可能性が十分にある。

これらの問題を考えると、水質基準の対象物質を増やすことだけでは、飲み水の安全性を確保することはむずかしい。安全な飲み水を得る基本は、汚染されることが少ない、きれいな原水をいかに確保するかにある。この点で、最も清浄な水道原水は地下水であり、この地下水を積極的に利用していく水道行政が進められるべきである。

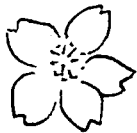
ところが、埼玉県では、最も安全性の高い水道原水である地下水が八ツ場ダムとともに削減されようとしている。

## 第2回裁判も原告の陳述があります！！

第2回裁判(埼玉)に参加しましょう！

日時：2005年5月11日(水) 15:30～16:30  
 場所：さいたま地方裁判所(浦和駅西口より徒歩15分)

原告の意見陳述が行われます。多くの方が、裁判所で傍聴して裁判官に市民の関心の高さをアピールしましょう。  
 裁判の後、埼玉綜合法律事務所で、説明会を開き、法廷での分かりにくいやり取りなどを解説します。



### 他都県状況



【東京の会】東京地裁第1回裁判(2/16)は傍聴席に入りきれないほど大勢の人が来廷。弁護士が提訴理由を説明、2人の原告が「雨水リサイクルや地下水活用を優先するべき」「八ッ場ダムは税金のムダ遣い」と主張した。第2回裁判は、4/20(水)午前10時より30分。5/28(土)午後、江戸川のグリーンパレスで学習会開催予定。

【群馬の会】1月28日第一回裁判。2月12日下久保ダム見学。3月20日(日)中之条ツウインプラザにて学習会『八ッ場ダムは大丈夫か?』(大滝ダムのビデオ「42年目の裏切り」上映会も)。群馬のニュース2号を発送。次回の裁判は 4月15日(金)午後1時～。

【栃木の会】第一回口頭弁論(1月27日)八ッ場・南摩・湯西川の3ダムが対象。750億円もの負担は不当と主張している。第2回は 4月14日(木) 宇都宮市相手の訴訟も2月22日に始った。

【千葉の会】第1回裁判(3月11日)の法廷は原告を含め60数名の傍聴人で埋め尽くされた。終了後の集会で、弁護団から幸先の良いスタートをきったとの感想もあり、次回も大勢で傍聴をしようと確認しあった。第2回裁判は 5月27日午前10時半、一番大きい刑事法廷を予定。

【茨城の会】第一回口頭弁論は1月26日。次は第2ラウンド。今度は被告の茨城県が弁論すべき番だ。県には説明責任がある。主権者である県民が原告だ。 3月29日(火)午後1時30分。水戸地裁。第2ラウンドをこの国の良識が見つめる。

## 八ッ場ダムをストップさせる埼玉の会

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和3-12-3-601 藤永 知子 方  
 TEL/FAX 048-825-3291

\*八ッ場ダム訴訟 <http://yamba.sakura.ne.jp/>

\*八ッ場ダムを考える会 <http://www.yamba-net.org>